

1. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 活動報告（2010年度まで）

2010年3月20日から4月8日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(7)により、センター閉館

2010年4月1日

ホームページリニューアル

2010年6月17日

2010年度第1回地域支援心理研究センター運営委員会開催

2010年7月4日

「不登校生・高校中退者のための学校相談会

通信制高校・技能連携校・サポート校を考える」不登校相談会にて講演

演 題：「不登校のこころと脳～家族にできること～」

講 師：地域支援心理研究センター附属「心のクリニック」室長

溝部 宏二（追手門学院大学心理学部准教授）

主 催：サンケイリビング新聞社

会 場：梅田センタービル16階

2010年7月23日

鹿児島大学大学院より3名が来館し、センターの施設案内および事業説明を行った

2010年8月10日から8月19日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(4)により、センター閉館

2010年10月14日

2010年度地域支援心理研究センター所員会議開催

2010年10月20日

附属「心のクリニック」2010年度秋学期「にこにこ教室」スタート

2010年11月13日

2010年度公開シンポジウム（第6回）開催

日 時：2010年11月13日（土）13時30分～16時10分

会 場：追手門学院大学5号館5201教室

テーマ：「発達障害の理解と支援－診断を支援に結びつけるために－」

第1部 基調講演「二次障害としての非行－診断することの意味－」

講 師：定本ゆきこ（京都少年鑑別所・精神科医）

第2部 シンポジウム「発達障害の理解と支援－診断と支援－」

話題提供者：澤 月子（京都市発達障害者支援センター副センター長）

話題提供者：松本 健史（茨木市教育研究所）

指定討論者：定本ゆきこ（京都少年鑑別所）

指定討論者：中鹿 彰（追手門学院大学地域支援心理研究センター長）

総合司会：井上 知子（追手門学院大学心理学部教授）

主催：追手門学院大学地域支援心理研究センター

後援：茨木市教育委員会

2010年12月28日から1月4日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(4)により、センター閉館

2010年12月

地域支援心理研究センター附属「心のクリニック」紀要 第7号発行

2011年1月17日から2月18日まで

「無料発達相談会」開催

場所：追手門学院大学地域支援心理研究センター

対象：3歳児～小学校6年生（親子先着20組）

主催：追手門学院大学地域支援心理研究センター

後援：茨木市教育委員会

2011年1月29日

「不登校生・高校中退者のための学校相談会

通信制高校・技能連携校・サポート校を考える」不登校相談会にて講演

演題：「思春期の『こころ』と『からだ』－不登校を考える」

講師：地域支援心理研究センター附属「心のクリニック」室長

溝部 宏二（追手門学院大学心理学部准教授）

主催：サンケイリビング新聞社

会場：梅田センタービル16階

2011年2月16日

附属「心のクリニック」2010年度秋学期「にこにこ教室」フォローアップスタート

2011年2月24日

2010年度第2回地域支援心理研究センター運営委員会開催

2011年3月

地域支援心理研究センター紀要 第7号発行

2011年3月20日から4月8日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(7)により、センター閉館

2. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 運営委員会規程

[2004年3月8日制定]

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）
規程第16条第2項の規定に基づき、追手門学院大学地域支援心理研究センター運営委員会
（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) センターの事業及び予算に関する事項
- (2) センターの所員、研究員及び連携研究員の任免に関する事項
- (3) その他センター規程第2条の目的達成に必要な事項

(運営委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、地域支援心理研究センター長がこれにあたる。

(組織)

第4条 委員会は、前条に定める委員長のほか、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 各学部長
- (4) 大学事務部長
- (5) 心理学研究科長
- (6) 心理学専攻主任
- (7) 心理学科学科長
- (8) 学生相談室長
- (9) 心のクリニック室長
- (10) センター専任教員
- (11) センター所員2名

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の成立)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会が行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

3. 追手門学院大学地域支援心理研究センター規程

[2004年3月8日制定]

(設置)

第1条 追手門学院大学学則第58条に基づき、本大学に地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの組織並びに運営は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、広く地域社会と連携して、社会における心理的諸問題の解決に資する学術的並びに実践的研究を推進し、併せて地域社会における心理的諸問題への具体的対応を支援し、もって本大学における心理学的研究と教育の成果を社会に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会における心理的諸問題とその解決に関する心理学的視点からの学術的並びに実践的研究
- (2) 地域社会における関係諸機関との連携活動、並びに関係諸機関の活動に対する心理学的支援
- (3) 一般の地域住民を対象にする心理臨床活動
- (4) 社会における心理的諸問題に関する諸種の啓発活動
- (5) センターの業務実績及び研究成果の公刊
- (6) 心理学的実践活動に寄与する専門家の養成
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(附属機関)

第4条 センターに、第2条の目的を達成するために「心のクリニック」を置く。

2 「心のクリニック」は、心理的援助を必要とする地域住民を対象に臨床心理学的援助活動を実践し、併せて心理臨床の専門家を養成する実習訓練を行う。

3 「心のクリニック」の組織並びに運営については、別に定める。

(研究プロジェクトチーム)

第5条 センターは、第2条の目的を達成するために、研究課題ごとに研究プロジェクトチームを結成する。

2 研究プロジェクトチームは、研究課題に応じて研究員及び連携研究員によって構成する。

3 研究プロジェクトチームの構成、期間などについては、その都度定める。

(構成員)

第6条 センターは、次の構成員をもって組織する。

- (1) センター長 1名
- (2) センター専任教員 1名
- (3) 所員 若干名
- (4) 研究員 若干名
- (5) 連携研究員 若干名
- (6) 事務職員 1名

2 センターは、研修研究員を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長は、センターの業務全般を統括し、必要に応じて研究員の職務を分担する。

- 2 センター長は、本学の専任教員から学長が委嘱する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター専任教員)

第8条 センター専任教員は、センターの業務全般を担当するとともに、所員の職務を分担する。

(所員)

第9条 所員は、センターの諸活動を分担する。

- 2 所員は、本学の専任教員及び名誉教授から学長が委嘱する。

(研究員)

第10条 研究員は、専門領域に応じて研究課題を分担する。

- 2 研究員は、本学心理学科専任教員から学長が委嘱する。
- 3 研究員には、研究課題に応じて、本学心理学科以外の専任教員並びに他大学の研究者を加えることができる。
- 4 研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、研究員の任期は、その所属する研究プロジェクトチームの期間とすることができる。

(連携研究員)

第11条 連携研究員は、研究プロジェクトチームに所属し、研究員と連携して研究課題を分担する。

- 2 連携研究員は、本大学外の連携諸機関から有識者を選び、センター長の推薦に基づいて学長が委嘱する。
- 3 連携研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その所属する研究プロジェクトチームの期間とすることができる。

(研修研究員)

第12条 研修研究員は、追手門学院大学大学院心理学研究科心理学専攻修了者で研修を希望する

者がいるときに置くことができる。

2 研修研究員は、所員の指導・監督のもとに研究課題に参加し、研鑽につとめる。

(事務職員)

第13条 事務職員は、センターの事務全般を処理する。センターの事務職員は心のクリニックの事務職員を兼務することができる。

(所員会議)

第14条 センター長は、必要に応じて所員会議を開催する。

(研究成果の公開)

第15条 センターは、研究成果を「追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要」並びに「心のクリニック紀要」として毎年度発行する。

2 センターは、研究成果を随時ホームページに掲載してその研究成果を積極的に社会に発信する。

(センター運営委員会)

第16条 センターの運営の基本的事項を審議するために、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

2 運営委員会の組織及び運営については、別にこれを定める。

(守秘義務及び倫理)

第17条 センターの業務に関係する者及び関係した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 センターの業務に従事する者及び従事した者は、職務上の倫理を遵守しなければならない。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学評議会が行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

4. 追手門学院大学地域支援心理研究センター附属 「心のクリニック」規程

[2004年3月8日制定]

(設置)

第1条 追手門学院大学地域支援心理研究センター規程第4条に基づき、同センター（以下「センター」という。）内に「心のクリニック」を置く。

2 「心のクリニック」の組織並びに運営は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 「心のクリニック」は、臨床心理学的援助を要請する地域住民の相談に応じて必要な心理臨床活動を行い、併せて心理臨床に従事する専門家を育成し、もって本大学における臨床心理学的研究と教育の成果を社会に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 「心のクリニック」は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床心理学的援助を必要とする一般の地域住民を対象とする各種の心理臨床活動、ただし本大学の在学生にかかわる相談は対象としない
- (2) 幼児のプレイセラピーのための「にこにこ教室」の運営
- (3) 本学大学院心理学研究科心理学専攻臨床心理学コース（以下「臨床コース」という。）の学生に対する臨床心理実習、並びにこれに伴うケースカンファレンス、スーパーヴィジョンなどの教育訓練
- (4) センターとの連携による学術的及び実践的研究、並びにその成果の発表
- (5) 「心のクリニック紀要」の発行
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(心理臨床技法の種類及び相談料金)

第4条 「心のクリニック」の心理臨床技法の種類及び相談料金については、「追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心のクリニック」内規」に定める。

(構成員)

第5条 「心のクリニック」は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 室長 1名
- (2) センター専任教員 1名
- (3) 相談員 若干名
- (4) 非常勤相談員 若干名
- (5) 院生相談員 若干名
- (6) 事務職員 1名

2 「心のクリニック」は、研修相談員を置くことができる。

(室長)

第6条 室長は、「心のクリニック」の業務全般を統括し、併せて相談員として臨床業務に従事する。

2 室長は、院生相談員の臨床教育に従事し、これを統括する。

3 室長は、臨床コース担当の専任教員で、かつ財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から、センター長の推薦に基づき学長が委嘱する。

4 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター専任教員)

第7条 センター専任教員は、「心のクリニック」の業務全般を担当し、併せて相談員として臨床業務に従事する。

(相談員)

第8条 相談員は、臨床業務に従事するとともに、「心のクリニック」の業務全般について室長を補佐する。

2 相談員は、院生相談員の臨床教育に従事する。

3 相談員は、臨床コース担当の専任教員で、かつ有資格者の中から、室長の推薦に基づき学長が委嘱する。ただし、有資格者と同等以上の心理臨床経験を有する者を補助者として加えることができる。

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 センター専任教員の相談員は、第1項及び第2項に加え、相談者の緊急対応にあたる。

(非常勤相談員)

第9条 非常勤相談員は、相談員とともに臨床業務を分担し、併せて院生相談員の臨床教育を補佐する。

2 非常勤相談員は、学外の有資格者若しくはそれと同等以上の者の中から、室長がセンター長に推薦し、センター長の推薦に基づき学長が雇用契約を締結する。

3 非常勤相談員の雇用契約期間は1年とし、必要に応じて毎年更新するものとする。ただし、原則として3年を超えて継続更新することはできない。

(院生相談員)

第10条 院生相談員は、室長、相談員、非常勤相談員の指導・監督のもとに臨床実習に参加し、心理臨床の技法について研鑽する。

2 院生相談員は、臨床コースの学生で室長が認めた者とする。

3 院生相談員の能力・適性について大きな問題が認められた場合は、室長は当該学生の臨床実習への参加を随時差し止めることができる。

(研修相談員)

第11条 研修相談員は、臨床コース修了者で臨床心理士の資格取得を目指す者、ないしはそれと同等以上の学力・経験をもつ学外者で、臨床研修を希望する者がいるときに置くことがで

きる。

(事務職員)

第12条 事務職員は、「心のクリニック」の受付並びに事務全般を処理する。

(相談員会議)

第13条 心のクリニックの円滑な運営を行うため相談員会議を設ける。

2 相談員会議は、次の事項を審議する。

- (1) 心理臨床業務に関する事項
- (2) 院生相談員の臨床教育に関する事項
- (3) センターとの協力・連携に関する事項
- (4) その他、心のクリニックの活動に必要な事項

3 相談員会議は、室長が招集しその議長となる。

4 相談員会議は、室長及び相談員がこれに出席する。

5 相談員会議は、必要に応じて他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 心のクリニックの運営の基本的事項に関しては、所員会議に報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 「心のクリニック」の業務に関係した者は、心理臨床の対象者について知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務は、「心のクリニック」の業務を離れた後も同様とする。

3 その他、倫理に関する事項については、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の規定する「臨床心理士倫理綱領」に従うものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て、大学評議会が行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

5. 追手門学院大学地域支援心理研究センター使用細則

[2005年6月20日制定]

(総則)

第1条 追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）の使用に関し、この細則を定める。

(利用資格者)

第2条 センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) センター所員
- (2) センター附属「心のクリニック」の相談員
- (3) 追手門学院大学の教職員
- (4) 本学大学院心理学研究科心理学専攻の学生
- (5) センター長が許可した者
- (6) センター運営委員会（以下「委員会」という。）が利用を認めた者

(利用時間)

第3条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) プレイルーム1. 2・会議室・多目的室・スタッフルーム・面接室1. 2. 3・検査室・集団カウンセリング室は、平日は原則午前9時30分から午後6時までとする。なお、心のクリニックの相談活動で使用する部屋（プレイルーム1. 2・面接室1. 2. 3・検査室・集団カウンセリング室）は、緊急ケースの場合のみ心のクリニック相談員会議との合意の上、センター長に許可を得ることで時間外使用を認めることがある。
- (2) 原則として、センター内に相談員と来談者が1対1で居ることはできない。
- (3) 宿泊室1. 2. 3の門限は、午後11時までとする。

(利用施設)

第4条 センター内の施設は次のとおりとし、利用申請ができる施設は第3号、第4号とする。なお、利用については、センターの目的に応じた内容であることを原則とする。

- (1) 附属「心のクリニック」で主に利用される相談室等
- (2) センター専任教員研究室
- (3) 会議室
- (4) 宿泊施設

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、センター所員会議（以下「所員会議」という。）が必要と認めた場合は、休館日に開館し、これ以外に閉館することができない。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開院記念日（5月29日）
- (4) 夏期、冬期の一斉休業日
- (5) 学位授与式及び入学式当日
- (6) 入学試験実施のために必要とする期間
- (7) 3月20日から4月8日までの年度末と年度初め

2 その他センター長が必要と認めた日は、臨時休館することができる。

(利用申請)

第6条 センター内の施設を使用しようとする者は、所定の願書を使用日の1週間前までにセンター長に提出しなければならない。

第7条 会議室の全学的及び定期的行事の使用は、他の使用に優先することがある。

第8条 第2条第1号から第4号に定める者以外の使用については、別に定める使用料を支払わなければならない。ただし、委員会の議を経て使用料を減免することがある。

(注意事項)

第9条 センターの施設を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 使用願書に記載された目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 使用後は、備品を原状に戻しておくこと。
 - (3) 設備の改変及び備品の移動を無断で行わないこと。
 - (4) 掲示その他これに類するものは、センター長の許可を得た後に、掲示すること。
 - (5) 館内では飲酒・喫煙しないこと。
 - (6) センター内は土足厳禁とし、上履きに履き替えること。
 - (7) 凶器、危険物等を搬入しないこと。
 - (8) 喧騒にわたる行為をしないこと。
 - (9) 入館時には、受付で所定の手続きをした後、入館証（名札）を受け取り、常時見える箇所に携帯すること。
 - (10) センター内の情報（DVD、AV、CD）を館外に持ち出さないこと。
- 2 前項の注意事項を守らない場合は、入館を停止することがある。

(備品使用)

第10条 備品類を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより願い出なければならない。

(利用上の責任)

第11条 使用者が、故意又は過失により設備及び備品などを消失又は破損したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情によってセンター長はその額を減免することがある。

(利用上の管理)

第12条 鍵は、センター事務室において保管する。

(その他)

第13条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、所員会議がこれを定める。ただし、センターの使用に関する軽微な事項については、センター長が決定する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学評議会が行う。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2011年4月1日から施行する。

7. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 紀要執筆要項

1. 原稿の構成

1) 掲載形態 (①②③のいずれか)

- ① 論文
- ② 研究ノート
- ③ 書評・内外学会動向

2) タイトル

日本語と英語

3) 執筆者名、所属名、連携機関

4) 本文・注・文献 (仕上がりはA4判)

2. 原稿の提出方法

1) 「MS-Word」のファイル (サイズはA4判) をフロッピーディスクか電子メールに添付して送る。原則としてフロッピーディスクは返却しない。

2) ハードコピーも2部提出。(サイズはA4判)

3) 原稿は完全原稿とする。(※提出された原稿がそのまま印刷される。)

3. 表記

1) 字体

【本文】日本語：MS明朝体11ポイント、40文字×40行の書式設定

外国語：Times New Roman 11ポイント

【見出し】原則としてMS明朝体 (強調文字) 14ポイント

副題：MS明朝体 (強調文字) 12ポイント

【注・参考文献】日本語：MS明朝体11ポイント

外国語：Times New Roman 11ポイント

2) 文中の表記

句読点は、原則として「、」「。」を使用し、新字、新カナを使用のこと。

また、ヨコ2段組みのため、句読点、カッコ、コロンなどはヨコ組の表記となる。

3) 用字用語、表記の統一

原則として、用字用語の統一は行わないので、各自で原稿中の統一をはかること。詳細については、日本心理学会「執筆・投稿の手引 (改訂版)」に基づき執筆すること。

4) 日本人以外の人名表記

人名は、原語表記とする。

5) 西暦・和暦、数詞

半角アラビア数字を使用すること。

6) 引用文献の表記方法

和書、洋書を分けずに、著者のアルファベット順に記載すること。

7) 論文中の写真・図形・表について

採用時には単独の形式で用意すること。

① 写 真：

デジタルカメラで撮影したものであれば、解像度350DPI以上のオリジナル写真。データを標準的な画像フォーマット（JPEG）のファイルとして、またアナログ写真で撮影されたものであれば、紙焼きの形で用意のこと。

② 線画（線で構成されたグラフィックス）：

作画したオリジナルのCGソフトからEPS（Encapsulated Post Script）形式に変換したファイルを用意すること。

③ 表 組 み：

スキャン画像ではなく、作表した際に使用したソフトのファイル形式で用意すること。

8. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 紀要編集規程

[2004年3月8日制定]

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）規程第15条に基づき、追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要（以下「紀要」という。）の編集の基本的事項等について定める。

(目的)

第2条 紀要は、センターの研究成果の発表を目的として、これを刊行する。

(編集委員会)

第3条 紀要の企画、原稿の募集及び編集は、追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行い、発行はセンターが行う。

2 委員会に編集委員長を置き、センター長がこれにあたる。

3 委員会に編集委員を置き、センター所員の中から選出された者2名がこれにあたる。

(執筆者の資格)

第4条 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は投稿とする。

(1) センターの構成員（所員、心のクリニック相談員、研究員、連携研究員、事務職員、研修研究員）に限る。ただし、依頼原稿、資料及び特集についてはこの限りではない。

(2) 追手門学院大学大学院生。ただし、大学院生が投稿する場合は、指導教員を通して論文を委員会に投稿し、審査の結果、論文の採否を決定する。

(3) 追手門学院大学大学院心理学研究科心理学専攻修了生が投稿する場合は、査読をするという条件のもと、論文を委員会に投稿し、審査の結果、論文の採否を決定する。

2 共著論文は、(1)がファースト・オーサーである場合に限る。

(原稿の要件)

第5条 紀要に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 他紙に未発表の原著論文等であること。（口頭発表、研究会等での発表を除く。）

(2) 完成原稿であること。

(原稿の採択)

第6条 執筆原稿の掲載については、委員会において決定する。

(紀要の発行)

第7条 紀要は、年1回の発行とし、毎年原稿募集締切日は11月末日、執筆期限は12月末日、発行日は3月末日とする。

(原稿の形式)

第8条 紀要に執筆する原稿の形式は、委員会が別に定める「地域支援心理研究センター紀要執筆要項」によるものとする。

(校正)

第9条 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。

2 執筆者が前項の規定に反した場合、第6条の規定を準用する。

(抜刷)

第10条 抜刷は、論文ごとに50部を贈呈し、増刷分の費用は申し込み者の負担とする。

(著作権)

第11条 紀要に掲載された論文の著作権は、追手門学院大学地域支援心理研究センターに帰属するものとする。

(ホームページへの掲載)

第12条 紀要に掲載された論文は、追手門学院大学地域支援心理研究センターのホームページに掲載するものとする。

(所管)

第13条 この規程の紀要の発行に関する事務は、センター事務室において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、センター運営委員会で行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。